

奥山おくやま
盛さかり町長



石田議員の動画からご覧ください

住民投票の署名活動を行う副議長の石田議員へ

※1

奥山町長 反問権行使

和寒町議会基本条例で定められている反問権。
奥山町長就任後初めて石田議員に質問し約50分行われた。

○町長質問

特別養護老人ホームの建替えの是非を問う署名活動を議員自らしているのか。

石田議員

町民団体「和寒町の未来を考える会」の代表からお願いされ、署名も何件か集めた。

○再質問

今回の署名活動に議員自ら関わるのは「これまで積み上げてきた議会議論を軽視し、議会制民主主義を否定する行動ではないか」、「議会や町に対する信用失墜行為ではないか」という厳しい意見が町民から多数寄せられている。

令和6年3月に社会福祉法人ゆうゆうと結んだ、新たな施設の整備運営の協定について理解しているのか。

石田議員

議員の総意とは全員が賛成することであり、私はずっと異論を言っていた。

○再質問

施設の建替えに反対して署名活動しているのか。

石田議員

それは町民が決めることであり、私は反対賛成で動いてない。

○再質問

施設建替えの予算執行を停止した場合の対案は。

石田議員

町の施設だから、ゆうゆうが撤退したら町が引き受けるに決まっている。

○再質問

今回の署名活動は、議会の決定に対して時間を巻き戻す行為という自覚はあるのか。

石田議員

協定書は議会で決めたものではなく、私は納得していない面がある。議場で決定したことが本当の決定と思う。

※1 反問権

和寒町議会基本条例で、町長や職員が議長や委員長の許可を得て議員の質問や提案に対し論点・争点を明確にするため反問できると規定。

※2 議会制民主主義

選挙で選ばれた議員が、町民の代表として議会で議論し意思決定する政治制度のこと。全員の意見が一致しない場合、多数決の原理で決定される。

※3 新たな福祉施設の整備運営の協定

令和6年3月16日に、町とゆうゆうが基本協定を締結。「新たな福祉施設をゆうゆうが整備し、責任を持って運営する」、「運営開始後8年間は運営費用の赤字分を町が支援することなどを取り決めている」。

今回の反問権行使の検証

3月24日の議会報告会で、町民から「今回の反問は規定の趣旨から逸脱しているのではないか、検証してほしい」とご意見がありました。

道町村議会議長会に照会したところ「本会は内容を判断する立場にない。条例は各議会が制定したもので、内容について個別判断はできない」と回答がありました。

現在、議会運営委員会で今回の反問権行使を検証するとともに、統一的な進捗に努めるための要綱制定に向け協議しています。